

平成17年(ラ)第1355号 各遺伝子組換え稻の作付け禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件（原審・新潟地方裁判所高田支部平成17年(ヨ)第9号，同年(ヨ)第10号）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録に記載のとおり

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 本件抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。

2 (従前の抗告の趣旨)

(1) 相手方は、即時抗告決定の送達の日から2日以内に、原決定別紙記載の圃場に試験作付けしたディフェンシン遺伝子を組み込ませたイネを刈り取らなければならない。

(2) 相手方が、上記期間内に上記イネを刈り取らないときは、抗告人らは、新潟地方裁判所執行官に相手方の費用で上記イネを刈り取らせることができる。

3 (当審で上記2と交換的に変更した抗告の趣旨)

(1) 相手方は、刈り取った本件GMイネ、収穫したもみ及び圃場に残された株につき、発生したディフェンシン耐性菌もしくはその発生を予防するため、本決定受領後2日以内に、火炎滅菌、乾熱滅菌（160°Cで4時間又は180°Cで2時間）、加圧蒸気滅菌（121°Cで20分）のいずれかの方法により耐性菌の殺菌処理をせよ。

(2) 相手方は、本件圃場の土壌につき、発生したディフェンシン耐性菌もしく

はその発生を予防するため、本決定受領後 2 日以内に、火炎滅菌、乾熱滅菌（ $160^{\circ}\text{C}$ で4時間又は $180^{\circ}\text{C}$ で2時間）、加圧蒸気滅菌（ $121^{\circ}\text{C}$ で20分）のいずれかの方法により耐性菌の殺菌処理をせよ。

- (3) 相手方は、平成18年4月上旬から6月下旬に予定している本件圃場へのカラシナ由来のディフェンシン遺伝子挿入イネの野外実験栽培をしてはならない。
- (4) 相手方が、(1)項及び(2)項につき、その期間内に耐性菌の殺菌処理をしないとき、抗告人らは、新潟地方裁判所執行官に相手方の費用で耐性菌の殺菌処理をさせることができる。

## 第2 抗告理由等

別紙「仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告申立書」、「債権者準備書面（11）」及び「債権者準備書面（12）」（いずれも写し）記載のとおりである。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件仮処分の申立ては、被保全権利について疎明がなく、かつ、保全の必要性がないからこれを却下すべきものと判断する。その理由は、以下のとおり抗告人の主張に対する判断を付加するほかは、原決定「理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1及び2に記載のとおりである（ただし、原決定20頁4行目の「自然界における」を削除し、同24頁2行目の「原告山田ら」を「抗告人山田ら」と改める。）。
- 2 本件事案において、まず最初に確認しなければならないのは、原決定も判断するに際して最初に説示するとおり、本件申立ての趣旨・目的は、現在問題となっているGM技術及び同技術のイネへの応用の是非やGM作物の野外実験一般を問題としているものではなく、あくまでも、相手方が現に実施している本件野外実験が今後も継続されることにより本件圃場周辺において稻作農業に従事している抗告人山田ら及び同抗告人らが産出するコメを主食とする消費者の

抗告人平出らに対し、多大な損害を与えるおそれやその具体的な危険性があるとして、相手方に対し、職業選択の自由や人格権等に基づき、本件野外実験により既に作付けされた本件GMイネを刈り取ることを求めるものであるということである。

### 3 交雑の可能性

抗告人らは、「イネの花粉の交雫能力は50時間あり、相手方の実際に行つた交雫防止策（二重の袋がけ措置）はずさんで、これでは交雫の可能性がある」などと主張する。

しかし、疎明によれば、イネの花粉の交雫能力は5分程度であり、長くとも1時間を超えることはないこと、本件圃場の上には構築物を組成し、本件GMイネには袋がけを実施するなど物理的なしやへい措置を講じており、そもそも本件圃場に最も近い抗告人山田の田との距離は約2.7キロメートルであり、しかも、本件GMイネの開花は既に終了しており、本件GMイネの刈り入れも既に終了したものと認められる。

したがって、この点における抗告人らの主張は理由がない。

### 4 ディフェンシン耐性菌の出現等

抗告人らは、「本件野外実験によりディフェンシン耐性菌の出現する可能性が高く、相手方はディフェンシン耐性菌の出現及び流出に対する防止策を何一つ講じておらず、耐性菌が外部に流出する」などと主張する。

疎明によれば、本件GMイネによって生産されるディフェンシンがその体外に流出する可能性は低く、仮にディフェンシンが外部に大量流出しても、耐性菌の出現する可能性も低いことが認められる。

したがって、抗告人らの主張する上記主張は、杞憂であり、理由がないとうべきである。

### 5 第1種使用規程の承認手続違反

抗告人らは、「相手方は、承認申請書にディフェンシン遺伝子がコマツナ由

来と書くべきところを、カラシナ由来と記載して本件野外実験の承認を受け、また、上記4のディフェンシン耐性菌の出現とその影響について承認申請書に記載せず本件野外実験の承認を受けた」旨主張する。

疎明によれば、確かに、相手方は、承認申請書にディフェンシン遺伝子がコマツナ由来と書くべきところを、カラシナ由来と記載して本件野外実験の承認を受け、また、ディフェンシン耐性菌の出現とその影響について承認申請書に記載しなかったことが認められる。前者の点は、承認申請書に不正確な部分があつて遺憾であるというべきではあるが、本件野外実験の承認手続に重大な瑕疵があるとは評価できないし、後者の点は、4に説示したとおりであり、ディフェンシン耐性菌の出現等についての記載が承認申請書にないことが何ら違法とはいえないことが明らかである。

6 以上によれば、本件野外実験によって、本件圃場周辺において稻作農業に従事している抗告人山田らの農地等にディフェンシン耐性菌が流入するなどして多大の損害を与えるおそれがあるとの疎明はなく、また、抗告人山田らが産出するコメを主食とする消費者の抗告人平出らに明確かつ具体的な損害が発生する蓋然性が高いとの疎明も全くないというべきである。さらに、本件GMイネの刈り入れも既に終了したものと認められるから、本件保全の必要性も認めがたいというべきである。

#### 7 当審における抗告の趣旨変更について

ところで、抗告人らは、平成17年10月4日に至って（本件即時抗告申立ては、平成17年8月18日）、従前の抗告の趣旨（上記第1、2。以下「従前の趣旨」という。）に替えて、当審において、上記第1、3に記載の抗告の趣旨（以下「変更後の趣旨」という。）に交換的に変更すると主張し、その理由等を前記の債権者準備書面（12）で主張する。

まず、民事保全法7条は、「特別な定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用する」旨定め、「訴え変更」についての

民事訴訟法143条が準用される。もっとも、本案訴訟と対比すると、民事保全手続には暫定性（仮定性）、迅速性（緊急性）、付隨性という特徴があるから、この手続の性質上、保全の趣旨についての変更は、本案訴訟と比較すると、その要件の存否は厳格に判断すべきであり、ましてや、第1審で保全申立てが却下されて抗告審に係属する場合における保全の趣旨の変更については、より厳格に判断すべきであると考える。そして、この視点から本件の抗告の趣旨の変更を検討するに、抗告人らは、本件抗告審の審理が大詰めに近づいた平成17年10月4日に至って、突然に抗告の趣旨を変更すると主張したものであつて、その主張に係る変更後の趣旨の(3)は、明らかに従前の趣旨で求めていた本件GMイネの刈り取り等とは別の仮処分を求めるものであるといわざるを得ず、その余の(1)及び(2)にしても、相手方の防御に関して新たに過大な負担をかけるものであり、いずれも、本件手続を遅延させることになるといわざるを得ない。

したがって、抗告人らの、従前の趣旨から変更後の趣旨への交換的変更は、民事訴訟法143条1項の要件を充たすものではないから、本件手続の中では、これを許さないこととする。

#### 第4 結論

よって、抗告人らの本件仮処分申立てをいずれも却下した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから、これを棄却し、抗告費用は抗告人らに負担させることとして、主文のとおり決定する。

平成17年10月12日

東京高等裁判所第五民事部

裁判長裁判官

根 本

眞

裁判官 片 野 悟 好

裁判官 小 宮 山 茂 樹